○文部科学省・厚生労働省令第一号

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（看護師学校養成所の指定基準） **第四条**　（略） 2　看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一　免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後五年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二～十二　（略） 3　（略）	（看護師学校養成所の指定基準） **第四条**　（略） 2　看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一　免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後七年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二～十二　（略） 3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項及び第百十三条の規定に基づき、クレーン等安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

クレーン等安全規則の一部を改正する省令

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置届） **第百四十条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物のエレベーター（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十六条第一項第一号に規定するものに限る。）について前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に建築基準法第六条第一項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	（設置届） **第百四十条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同条第一項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第六条第四項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のクレーン等安全規則第百四十条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物にエレベーターを設置しようとする場合について適用する。

○農林水産省令第四号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十五日

農林水産大臣　江藤　拓

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロの法人を定める省令（平成十七年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十八号ロ」を「物資の流通の効率化に関する法律第四条第十八号ロ」に改める。

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。